

## 分析成績書

食品の放射能測定

農民運動全国連合会（農民連）  
食品分析センター  
八田純人



### 食品の放射能測定結果

分析報告書に記載した方法で、試料について、放射性ヨウ素(I-131)および放射性セシウム(Cs-137, Cs-134)の分析をおこなった結果は以下の通りである。単位は、いずれもBq/kg。

分析依頼者	遠藤卓 遠藤則靖			試料受領日	2012年 3月 5日
				検査実施日	2012年 3月 6日
分析依頼試料	粳(ササニシキ) (遠藤則靖) 冬期湛水無耕起栽培 農薬・化学肥料・有機肥料不使用 無施肥			実施時刻	16時10分
				測定時間	60分間
測定装置	Inspector1000	測定容器	マリネリ容器	試料重量	0.615kg
測定項目	測定結果(Bq/kg)		基準値(Bq/kg) <sup>*2,*3,*4</sup>	検出限界(Bq/kg) <sup>*1</sup>	
放射性ヨウ素 I-131	不検出		本法に設定なし	2	
放射性セシウム Cs-137	不検出	不検出	500	3	
放射性セシウム Cs-134	不検出			2	

\*1 検出限界は、本法で検出できる限界量を示す。この数値より小さいレベルでの汚染などがある場合、検出することができないため、測定結果は不検出となる。

\*2 食品についての基準値は原子力災害時における飲食物摂取制限に関する指導による。放射性ヨウ素(I-131)は、飲料水、牛乳・乳製品で300Bq/kg、野菜類(根菜・芋類を除く)で2000Bq/kg、放射性セシウム(Cs-137, Cs-134)は、飲料水、牛乳・乳製品で200Bq/kg、野菜類(根菜・芋類を除く)で500Bq/kg、穀類で500Bq/kg、肉、卵、魚介類、その他で500Bq/kg。

\*3 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び暫定許容値については、農林水産省通知「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について(平成23年8月1日)」による。肥料・土壌改良資材・培土で400Bq/kg、牛・馬・豚・家きん等用飼料で300Bq/kg、養殖魚用飼料で100Bq/kg。

\*4 きのご原木、菌床用培地の放射性セシウム指標値については、農林水産省通知「きのご原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について(平成23年10月6日)」による。きのご原木および菌床用培地(おが粉などに栄養剤として米ぬか等を加えたもの)で150Bq/kg(乾燥重量)。

\*5 薪、木炭などの放射性セシウム指標値については、農林水産省通知「薪、木炭等の燃焼により生じる灰の食品の加工及び調理への利用自粛について(平成24年2月10日)」による。薪で40Bq/kg、木炭で280Bq/kg。

\*6 一般廃棄物の放射性セシウム基準値については環境省通知「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について」による。

本報告書および成績書は送付いただいた試料についてのみ有効となります。製品全てを保証するものではありません。  
本報告書および成績書の一部、または全部を無断で複写・転載することを禁じます。  
報告書に押印のないものまたは、訂正のあるものは無効となります。

